# 第22回松本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和3年4月22日(木) 午後4時00分から 場所 大会議室

- 1 開会
- 2 本部長あいさつ
- 3 協議・報告事項
  - (1) 県内、松本圏域及び市内の感染状況等
  - (2) 感染警戒レベル4の対応方針(案)
  - (3) 各部局からの報告
- 4 その他
- 5 閉会

22 (日)

松本市新型コロナウイルス 感染症対策本部会議資料 令和3年4月22日

保健予防課

松本市は、4月22日現在 松本圏域は、4月21日現在の数字

1 県と市の感染者状況

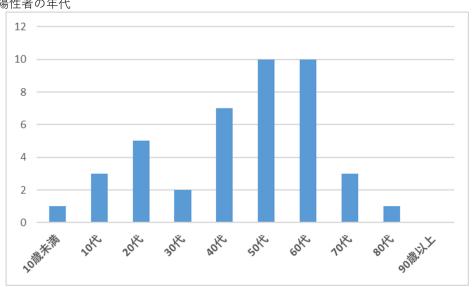
※松本圏域の感染者数は、松本市の感染者を含む 松本圏域と松本市の感染者の推移(4月1日以降) (人) 10 ■松本圏域 ■松本市 9 8 5 5 3

新規感染者数 松本圏域 399人 直近1週間 (4/15~4/21) 41人 277人 直近1週間 (4/16~4/22) 16人 10万人あたり 6.72人 内 松本市

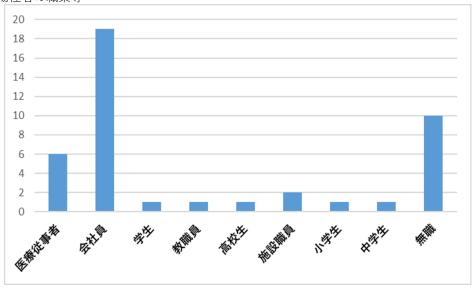
圏域の感染警戒レベル引き上げ基準

指標	Level 2 の基準値	Level 3 の基準値	Level 4 の基準値	Level 5 の基準値 <b>20.0人</b>	
直近1週間の人口10万人当 たり新規感染者数	2.0人	5.0人	10.0人		
松本広域圏	9人	22人	43人	85人	
松本市	5人	12人	24人	48人	

#### 2 陽性者の年代



#### 3 陽性者の職業等



#### 4 陽性者の感染経路状況

THE PROPERTY OF THE PROPERTY O												
	4/1~4/7		4/8~4/14		4/15~4/21		4/1~4/21					
	陽性者数	比	陽性者数	比	陽性者数	比	陽性者数	比				
不明	3	27.3%	5	27.8%	7	43.8%	15	33.3%				
濃厚接触者	4	36.4%	9	50.0%	7	43.8%	20	44.4%				
接触者	1	9.1%	3	16.7%	1	6.3%	5	11.1%				
うち同居	3	27.3%	5	27.8%	5	31.3%	13	28.9%				
県外滞在	3	27.3%	1	5.6%	1	6.3%	5	11.1%				
計	11		18		16		45					

5 中信地域の病床ひっ迫度(1/18 午後8時時点) 86.1%

(2/1 午後8時時点) 48.1%

(2/25 午後8時時点) 0.8%

(3/28 午後8時時点) 7. 4%

(4/7 午後8時時点) 13.9%

(4/20 午後8時時点) 23.0%

※中等症・軽症者用病床のうち一般病床で利用されている病床の割合

6 市立病院のコロナ病床使用率 (1/18) 89.2% (33/37床)

(2/1) 37.8% (14/37床)

(2/25) 0% (0/37床)

(3/28) 25.0% (4/16床)

(4/8) 62.5% (10/16床)

(4/21) 75.0% (12/16床)

## 感染警戒レベル4の対応方針について

本日、長野県が松本圏域の感染警戒レベルを4に引き上げたことから、県からの要請内容を踏まえ、4月23日以降の本市の対応方針を次のとおりとするものです。

- 1 現状認識 別紙1のとおり
- 2 市の方針
  - (1) 県の対応
    - 別紙 2 4月19日『ゴールデンウィークを迎えるに当たっての知事メッセージ』
    - 別紙2-1 4月22日 『松本圏域に「新型コロナウイルス特別警報I」を 発出します』
    - ※ 市として県の要請に対して協力します。

#### (2) 市の対応方針

県内では、一部地域において大規模な集団感染が発生し、松本圏域においても 新規陽性者が増加傾向にあります。また、全国的にも、より感染力が強い変異株 による感染の割合が上昇しており、感染の急拡大に強い警戒が必要となってい ます。

こうしたことから、本日、長野県が松本圏域の感染警戒レベルを4に引き上げました。

松本市としては、県が定める「感染対策強化期間」に準じ、5月9日までを目 処に「警戒期」を継続することとし、変異株による感染拡大により、再び感染警 戒レベルが5とならないよう、特に次の点について取組みを強化します。

ア 市民・事業者に対する取組み

- (ア) 県外への訪問や帰省の往来については、その必要性を慎重に検討いただき、特に感染拡大地域との往来についてはできるだけ控えていただくこととします。
- (イ) 会合、会食をする場合は、「まつもと版"新たな会食"のすゝめ」に沿って、小人数で行い、人混みは避け、人との接触機会をできるだけ減らすことをお願いすることとします。
- (ウ) 酒類の提供を行う飲食店で飲食する場合は、できる限り感染拡大予防ガイドラインを遵守している店舗を選ぶよう周知します。

- (エ) 多数の方が集まるイベント・催物等は、人数制限等感染防止策を徹底していただき、それが困難な場合は、延期、中止を含めて検討いただくことを周知します。
- (オ) 公民館や福祉ひろばにおける、三密になるなど、飛沫感染のリスクが高い(飲食・大声を出す)事業及び活動は、自粛をお願いすることとします。
- (カ) 変異株は、従来株より感染力が強い傾向が示唆されているため、基本的 な感染防止策をより徹底していただくことを周知します。

#### イ 市の取組み

(ア) 重症化リスクの高い高齢者等の感染拡大を抑制し、高齢者福祉施設等に おける大規模集団感染の発生を防ぐため、施設の事業者が自主的にPC R検査を実施した場合に、その経費の10分の9を市が補助します。 この制度の積極的な活用について、事業者に周知を図ります。

### 【制度概要】

- (1) 補助対象者 高齢者福祉施設等の非常勤及びボランティアの者を含む従業員等
- (2) 対象施設

ア 高齢者福祉施設 365事業所

イ 障害者福祉施設 201事業所

- (3) 補助率 10分の9(10分の1は自己負担)
- (4) 補助対象期間 感染警戒レベル4以上の発令から1か月間
- (イ) 新型コロナウイルスワクチンが供給され次第、速やかに先ずは高齢者を 対象としたワクチン接種が開始できるよう準備を進めます。
- (ウ) 市の事務事業及び上記ア(オ)を除いた市有施設の貸館業務等について は、感染症対策を徹底し、通常どおり実施することとします。
- (3) 市民・事業者に対する呼びかけ

今後の変異株による急激な感染拡大を防ぐためのお願いとして、別紙3及び 別紙4のとおり市民へ呼びかけます。 ゴールデンウィークは、日頃会わない方との接触機会が増える時期であり、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、**5月9日までを「感染対策強化期間」**とします。

新型コロナウイルスは、これまでも全国的に人の移動が増える時期に感染が拡大していること、現在本県は、新型コロナウイルス感染症の第4波に直面していること、医療提供体制への負荷が増大しつつあり「医療警報」を発出中であること、さらには、県内でも確認されている変異株は感染力が強く、感染した場合に重症化しやすい可能性や、10代以下の若い世代の感染割合が高いことが指摘されていることに十分ご留意いただき、「最大限の感染対策」を講じていただきますようお願いいたします。

**県民・事業者の皆様**には、特に次の点にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 県外への訪問や帰省等の往来については、その必要性をご家族などと 相談して、慎重に検討をお願いします。特に感染拡大地域との往来につ いては、できるだけ控えてください。
- 2 大人数での会合、会食を控え、人混みを避ける等、人との接触機会を できるだけ減らしてください。
- 3 基本的な感染防止策を適切に行っていただき、感染を広げないように 注意してください。(マスクの確実な着用、人と人との距離の十分な 確保、こまめな手洗い・手指消毒、三密の回避など。)
- 4 多数の方が集まるイベント・催物等を予定している場合には、人数制限等感染防止対策を徹底していただき、それが困難な場合は、延期・中止を含めて検討してくだい。

県としても、医療提供体制の一層の強化、事業所における感染防止策の徹底、市町村 と連携してワクチン接種体制の整備などを進めてまいります。

なお、県外との往来等を行わなければならない方もいます。<u>差別や誹謗中傷は行わず</u>、 県民お一人おひとりが「**思いやり**」の心を持ち「**支え合い**」の輪を広げましょう。

> 令和3年4月19日 長野県知事 阿部 守一



#### 長野県(危機管理部)プレスリリース 令和3年(2021年)4月22日

# 松本圏域に「新型コロナウイルス特別警報 | 」を発出します

松本圏域において陽性者の確認が相次いでおり、感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態であると認められることから、同圏域の感染警戒レベルを4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報 I」を発出します。

#### 1 趣旨

松本圏域においては、4月8日の全圏域レベル3引上げに伴う「新型コロナウイルス警報」の発出により対策を強化しているところですが、その後も陽性者の確認が相次いでおり、直近1週間(4月15日~21日)の新規陽性者は46人、人口10万人当たりでは10.91人となっています。

これは、県独自の感染警戒レベルにおいて、圏域をレベル4に引き上げる目安となる基準に該当し、また、複数の感染経路不明な事例などのリスクの高い事例が発生しており、「感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態」であると認められます。

したがって、松本圏域の感染警戒レベルを4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報 I | を発出します。

## 2 松本圏域における県の対策強化について 別紙1のとおり

#### 3 県民及び事業者の皆様へのお願い

松本圏域にお住まいの皆様、訪問される皆様、事業者の皆様は、**別紙2「『医療警報』発出に当たってのお願い**」及び**別紙3「ゴールデンウィークを迎えるに当たっての知事メッセージ」**に沿った対応を徹底してください。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越 えていきましょう。

県では、市町村等と連携してまん延防止のための対策や医療提供体制及び検査体制の充実を 一層推進するとともに、県民の皆様への働きかけを徹底してまいります。 県民皆で力を合わせこの難局を乗り越えていきましょう。



長野県 危機管理部

消防課 新型コロナウイルス感染症対策室

(室長) 湯沢 秀保 (担当) 北澤 浩

電話 026-232-0111 (内線 4705)

FAX 026-233-4332

#### 松本圏域における県の対策強化について

松本圏域におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおり強化します。松本圏域にお住まいの皆様、訪問される皆様、事業者の皆様は、県の対策にご協力いただくようお願いします。

(特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例(令和2年長野県条例第25号)に基づき実施するものです。)

#### (県民の皆様への協力要請)

- ① 会食における感染防止策の徹底について協力を要請します
- ② 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します

(事業者の皆様への協力要請)

- ③ 飲食店などにおける感染拡大予防ガイドラインの遵守について協力を要請します (積極的な検査等の実施)
- ④ さらなる積極的な検査とクラスター対策を実施します
- ⑤ 松本市と連携して高齢者施設等における定期的な自主検査を支援します
- ① 会食における感染防止策の徹底について協力を要請します (特措法第 24 条第 9 項) 会食については、信州版「"新たな会食"のすゝめ」の遵守をお願いしているところですが、松本圏域にお住まいの皆様は、会食を実施する必要がある場合は、改めて、万全の対策を行っていただくようお願いします。
- ② 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します (特措法第24条第9項)

松本圏域にお住まいの皆様や訪問される皆様に、酒類の提供を行う飲食店を利用する場合は、店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策や「新型コロナ対策推進宣言」等の実施などを確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店の利用を控えるよう協力を要請します。

③ 飲食店などにおける感染拡大予防ガイドラインの遵守について協力を要請します (特措法第24条第9項)

松本圏域の事業者の皆様に、感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、対 策を講じていることを店頭及び店内に掲示してお客様に協力を呼びかけるよう要請します。

4 さらなる積極的な検査とクラスター対策を実施します

疫学調査に基づき、感染事例に係る濃厚接触者の把握と全員検査に加え、集団発生の事例が生じた場合は従業員やその家族などの接触者についても幅広く検査対象として積極的に検査を実施します。また、クラスター対策チーム (CCT-Nagano) を機動的に派遣します。

⑤ 高齢者施設等における定期的な自主検査を支援します

重症化リスクが高い高齢者等の感染拡大を抑制するため、保健所設置市である松本市と連携し、高齢者施設等の設置者が従業員等を対象として自主的に行う検査を支援します。



# まつもと版"新たな会食"のすゝめ

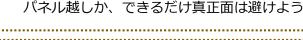
地域のお店での会食は、①職場の同僚や仲間とのコミュニケーションの場 ②家族のお祝いや思い出の場 ③地域コミュニティの絆を深める場 ④美味しい料理と心温まるサービスに癒されたり、ストレス発散できる場など、私たちの社会生活や日常生活に潤いをもたらす不可欠なものです。

松本市では、すべての人に安心して飲食を楽しんでいただくため、会食の際に気をつけていただきたいことを長野県の「信州版"新たな会食"のすゝめ」をもとに、「まつもと版"新たな会食"のすゝめ」としてまとめました。お一人で利用される場合も、実践してみてください。

## 感染防止の3つの基本

#### ①人と人との距離の確保

- 人と人との間は1m以上 あけよう
- あけよう ・ おしゃべりするときは飛沫防止



- ②マスクの着用・咳エチケット
- 会食前後のマスクの着用と 咳エチケットを徹底しよう
- 周囲の状況に応じて 適時マスクを活用しよう



## ③こまめな手洗い・手指消毒

- 食事の前後は、手洗い・ 手指消毒を徹底しよう
- 消毒用アルコールを使った 手指の消毒も効果的



# 三密の回避

# 外出時は「密」を避けよう

- ①換気の悪い 密閉空間
- ②みんなが集まる 密集場所
- ③近くで話す 🆀 接場面



## - お役立ちサイト





松本市 新型コロナウイルス 感染症対策 総合サイト

「県 新型コロナ対策推進宣言」 サイト

## 食マエ ~ 準備は入念に! ~

- 会食の時期・人数・利用時間・メニューなどについて 参加者同士で確認しよう!
- ●次のような感染拡大予防ガイドラインを遵守している お店を選ぼう!

☑テーブルの間を空けるか、アクリル板で区切る☑入口や手洗い場には消毒液を用意☑お客様が入れ替わる都度、テーブルを消毒☑こまめな換気

●体調の悪いときは参加をやめよう!(体調が戻っても2日は控える)

# 食ナカ ~ 感染予防をして楽しもう! ~

- ●室内では参加者同士で概ね1mの距離をとろう!
- ●会食は概ね2時間以内にしよう!
- ●会話時にはマスクを着用し、大声の会話を避けよう!
- ●料理の取り分けや回し飲みを避け、自分の箸や コップを使おう!
- お酌や席の移動はやめよう!
- ●会食前後には必ず手指消毒をしよう!

# 食アト ~ フォローまでしっかりと ~

- ●帰宅後、手洗い、うがい、入浴、着替えをしよう!
- ●体調に変化があった場合、速やかにかかりつけ医に 相談しよう!

# 市民や事業者の皆さんへのお願い

松本市では、5月9日までをめどに「警戒期」を継続することとし、 変異株による感染拡大により、再び感染警戒レベルが5とならないよ うに取組みを強化します。

## ▶市独自の感染対策として・・

重症化リスクの高い高齢者等の感染拡大を抑制し、高齢者福祉施設等における大規模集団感染の発生を防ぐため、施設の事業者が自主的にPCR検査を実施した場合にその経費の10分の9を市が補助します。事業者の皆様におかれましては、この制度を積極的に活用していただきますようお願いいたします。

## ▶県外への訪問や帰省の往来について・・

慎重に検討いただくとともに、特に感染拡大地域への往来は控えてください。

## ▶変異株対策として・・

マスクの着用をはじめとする基本的な感染防止策をより徹底してください。

# ▶会合、会食は・・

少人数で行い、人との接触機会をできるだけ減らすとともに、「まつもと版"新たな会食"のすゝめ」を遵守してください。

# ▶公民館や福祉ひろばにおける事業や活動は・・

3 密になったり、飛沫感染のリスクが高い(飲食・大声を出す)事業及び活動は自粛をお願いします。

# ▶職場や学校では・・

体調のすぐれない時には仕事や学校など勇気を持ってお休みください。その うえで早めに医療機関にご相談ください。

# ▶高齢者や基礎疾患をお持ちの方がいるご家庭では・・

感染を持ち込まないよう家族全員の予防対策の徹底をお願いします。

松本市新型コロナウイルス感染症受診相談センター(松本市保健所)

電話番号:0263-47-5670(24時間受付)